

欧州グリーンディール政策 の新展開 : 「Fit for 55」からその先へ



株式会社日立製作所 水・環境ビジネスユニット
GX事業開発本部長 兼 チーフ・ストラテジスト **新開 裕子**

しんかい ひろこ ベルギーのルーヴェンカトリック大学 (KU Leuven) 修士課程 (欧州研究) 修了後、ブリュッセルのシンクタンクでの経験を経て98年帰国。三井住友銀行、GE、BNPパリバ銀行にてストラクチャードファイナンス、エネルギーセクター向けファイナンス等に従事。22年より現職。(一財)日欧産業協力センター主席研究員も務める。

2019年12月に欧州委員会が出した「欧州グリーンディール」は、グリーンな経済成長に向けた社会・産業全体のドラスティックな構造転換に加え、資源確保や戦略的自律、さらには外交安全保障における欧州の国際的なリーダーシップ回復を追求するものである。欧州グリーンディールの発表からもうすぐ4年となる今、「Fit for 55」政策パッケージを中心とする数多くの重要法案が成立している。昨年始まったウクライナ危機により、気候変動対策の優先度が低下するのではないかという見立てもあったが、EUはロシア依存脱却と再エネ移行へのコミットメントを一層強めた。欧州グリーンディールのスコープは極めて幅広く、我々のビジネスの在り方にインパクトを与える政策が少なくない。EU企業のみでなく域外企業にとって、ビジネスチャンスにもリスクにも成り得る。本稿では、産業界の関心が高いテーマのうち、CBAM (第Ⅱ節)、サステナブル・ファイナンス戦略と情報開示 (第Ⅲ節)、タクソノミー (第Ⅳ節)、サーキュラーエコノミー政策 (第Ⅴ節)、REPowerEU計画 (第Ⅵ節) に焦点をあて、直近の動向とともに概説する。

はじめに

「2050年までに欧州を世界初の気候中立 (climate neutral) な大陸にする」。フォンデアライエン欧州委員長は就任前の演説¹⁾で力強く語った。そして新委員会発足後すぐに「欧州グリーンディール」²⁾を発表。温室効果ガス (GHG) 排出量 (ネット排出量) を2030年までに1990年比で少なくとも55%削減し、2050年までに気候中立 (GHG 排出ネットゼロ) を達成する目標を掲げ、その実現に向けた青写真を示した。この政策は、2024年までの5年間の

任期における最優先政策に位置付けられる³⁾。

欧州グリーンディールは、単なる環境対策ではなく成長戦略だとEUは繰り返し強調している。低炭素社会と経済成長をトレードオフの関係ではなく、双方実現することを目指す政策だ。日本でもようやくそのような見方が定着してきたのではないかと思う。エネルギー確保やEUの戦略分野 (バッテリー、水素、希少資源等) におけるサプライチェーン・レジリエンス、また、ウクライナ危機発生後は特に、外交・安全保障上の観点も重要となっている。「EU社会・経済全体のドラスティックな構造転換の実現に向けた、産業・社会・金融・通商

にわたる包括的な成長戦略パッケージ」と見れば、この複雑で多岐にわたる政策の本質を捉えやすいのではないかと思う。

I 欧州グリーンディールから「Fit for 55」政策パッケージへ

欧州グリーンディールは、翌 2020 年から次々に具体的な戦略へ落とし込まれていった。欧州委員会は、タクソノミーを含むサステナブル・ファイナンス戦略（改定）（第Ⅲ節参照）新サーキュラーエコノミー行動計画（第Ⅴ節参照）のほか、欧州新産業戦略、生物多様性戦略 2030、エネルギーシステム統合戦略、水素戦略、メタン排出削減戦略、洋上再生可能エネルギー戦略、スマートモビリティ戦略などの重要戦略を立て続けに策定した。

そして 2021 年 6 月 30 日、欧州気候法⁴⁾が採択され、「2030 年までに GHG 排出量を 1990 年比 55%削減」という目標値が法的拘束力を持つに至った。これを受けて、欧州委員会は、欧州グリーンディールを実現するためのさらなる具体策を「Fit for 55」（以下、「FF55」）政策パッケージとして発表した⁵⁾。政策パッケージは、15 近くの文書・法案（既存の二次法令の改正案を含む）から構成される。現在、FF55 発表から 2 年あまり経ち、炭素国境調整措置（CBAM）（第Ⅱ節参照）を含む重要法案の多くは立法プロセスを終えて成立している。

FF55 パッケージの主な内容

- 既存の EU-ETS（排出量取引制度）の強化と適用セクターの拡大
- 再生可能エネルギーの利用拡大
- エネルギー効率化

- 運輸部門における排出削減のテコ入れ（低排出輸送インフラ整備など）
- 欧州グリーンディールと課税政策の調和・連携
- カーボン・リーケージ対策としての CBAM 導入

II 炭素国境調整措置（CBAM）規則

1. 背景

CBAM（Carbon Border Adjustment Mechanism）とは、EU 域外からの輸入製品についてカーボン・プライシングの内外差を調整（実質的な炭素課徴金賦課）することによって公正な競争環境を確保するとともに、そこからの収入を EU の気候変動対策のために活用する仕組みである。

EU ではかねてより CBAM のような仕組みが検討されていたが、WTO ルールとの整合性や、EU-ETS（排出量取引制度）下で特定業種が享受している無償割当との併存の問題など、様々な障壁があって実現されなかった。しかし、EU 産業界において「カーボン・リーケージ」⁶⁾ リスクへの懸念が高まるにつれ、対策の実効性を上げるために、EU-ETS の無償割当を段階的に廃止し CBAM（規則⁷⁾）に切り替えていくこととなった。

2. 直近の動向

発表当時、あまりに急進的で成立は困難かという見方もあった CBAM 規則案だが、紆余曲折を経て 2022 年 12 月に政治的暫定合意に至った。審議過程で修正やスケジュールの変更があったものの、2023 年 5 月に採択された⁸⁾。

2026年から始まるCBAMの本格適用（炭素価格の実質的な国境調整）を前に、2023年10月1日から移行期間がスタート。移行期間中（～2025年末まで）は、CBAM対象製品の輸入業者等に対して報告義務のみ課される。移行期間における報告義務の詳細を規定した実施細則の案がパブコメを経て、2023年8月17日に採択⁹⁾されたところである。

対象製品カテゴリーは、鉄・鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、電力、水素。鉄鋼石や、鉄・鉄鋼製のネジ、ボルトなどの二次製品も含まれる¹⁰⁾。実務的には、たとえば修理や交換用にEU宛てにネジや関連部品を供給する場合や、第三国を経由している場合なども注意が必要である（少額輸入は除外）。

報告タイミングについて、輸入業者または輸入申告代理人（indirect customs representatives）は、2023年10月1日以降四半期ごとに、毎四半期末から1か月以内に実施細則の付属書類に定める様式の報告書を提出しなければならないとされる。よって、初回の報告書提出期限は2024年1月末日となる。

実施細則には、定義、報告義務の内容・期限、CO₂排出量計算手法とバウンダリー、原産地において負担するカーボン・プライシングに関する情報、報告登録簿（CBAM Transitional Registry）の組織・運営管理、データ保護、報告不備へのペナルティ等が規定されている。詳細は細則を参照されたい。

CBAMはこの種の手法としては世界初。カーボン・プライシングの導入や気候変動対策への取組みについて国ごとに温度差がある中、消極的な国々を動機づける効果をEUは期待している。一方、貿易相手国、特に対象製品の主な輸出国の間では、当然警戒感が強まっている。

る。

Ⅲ サステナビリティ情報の開示義務化

次に、グリーン移行を金融の面からドライブするサステナブル・ファイナンス戦略の大きな柱、サステナビリティ情報開示義務化について概説する。

1. 背景

EUでは長きにわたり、企業のESG情報開示を推進してきた歴史がある。2014年に制定された「非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令」（NFRD: Non-Financial Reporting Directive¹¹⁾）により、一定規模以上の企業は、年次報告書であるマネジメント・レポートでの非財務情報の開示が義務となった。2014年当時、CSR（Corporate Social Responsibility）が重視され、EUレベルでの開示制度の枠組みが整備された経緯。

NFRDは、企業に非財務情報の開示を義務付けた点で当時としては画期的な政策であったが、適用対象が従業員500名以上等の一定条件に該当する大企業に限られること、また、KPIの設定などが柔軟で法的拘束力が弱いことなどが課題として指摘されていた。加えて、グリーンファイナンスの普及に伴い、ESGに関する誇張や虚偽、いわゆるグリーンウォッシングの懸念が高まり、開示情報の利用者である金融機関や投資家等から制度強化を求める声が強まった。

このような背景から、欧州委員会は2021年4月、NFRDを一新し、開示義務強化・適用範囲拡大を行う新たな規制、「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」案¹²⁾を発表した。

2. 直近の動向

欧州委員会の CSRD 案は、2022年6月の欧州議会とEU理事会による暫定的な政治合意を経て、同年11月、両機関において正式に採択・承認され、翌月成立¹³⁾した。

既に NFRD の対象となっている企業は、2024年度（2025年報告分）から CSRD に基づく開示が必要となり、その後、段階的に対象が広がる。時間的猶予が限られる中、CSRD 適用対象の EU 現法がある企業では、現地に対応を任せるか、あるいは、2028年度以降に予定される域外適用を見据えて日本の親会社が連結グループ全体を指揮してグローバルに CSRD 同等基準で対応を行うか、といったいくつかの選択肢の中で判断を迫られているケースが多いのではなかろうか（経過措置を利用するオプションも選択可能）。尚、域外適用の開示ルールについては、現時点ではまだ確定していない。さらに CSRD では、NFRD において任意であった独立した第三者による保証が義務化される方向（当初は限定的保証、段階的に合理的保証に移行の可能性あり）。

CSRD は大きな制度枠組みを定めるものであり、具体的な開示項目や基準は、欧州委の委託を受けた欧州財務報告諮問グループ（EFRAG：European Financial Reporting Advisory Group）が開発を担う。EFRAG は、2020年から作業を開始し2022年11月、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS：European Sustainability Reporting Standards）の最終草案（第一弾）を提出。この草案は、2023年7月31日、欧州委員会により委任法令（Delegated Act）¹⁴⁾として採択された¹⁵⁾。

ESRS は、12の基準から構成され¹⁶⁾、大きく分けて横断的基準（Cross-cutting stand-

ards）とトピック別基準（Topical Standards）から成る。トピック別基準については、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の要素ごとに開示要求が規定されている。合計70項目の開示要求（DR：Disclosure Requirement）があり、細かいデータポイントが具体的に示されているので、詳細は委任法令とその付属書類を参照されたい。

EU は、サステナビリティ情報の範囲設定において、ダブル・マテリアリティ原則を採用している。開示における重要性（マテリアリティ）原則については、IFRS・ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）等国際的な枠組みで、環境が企業財務や企業価値に与える影響にフォーカスするシングル・マテリアリティが主に議論される一方、EU のダブル・マテリアリティは、「気候変動が企業に与えるインパクト」に加えて「企業が気候変動に与えるインパクト」を含む。そのため ESRS 基準においては、社会・環境といった多様なステークホルダーを包含する極めて広範な開示が求められている。

IV EU タクソノミー

1. 背景

EU のサステナブル・ファイナンス政策の根幹にあるのが EU タクソノミーである。「Taxonomy」とは分類学や分類体系を意味する英単語だが、EU サステナブル・ファイナンスの文脈では、あらゆる経済活動をサステナブルとそうでないものに分類し、明確な定義を与え、法制化する制度である。言うなれば、持続可能な経済活動をリストアップした長大なグリーン・リスト。上述の ESRS 基準においてもタクソノミーに準拠した売上高や設備投資額

等の開示が求められる。

いわゆるタクソノミー規則とは、「サステナブル投資を促進する枠組みの設置に関するEU規則」¹⁷⁾を指す。その名の通り、サステナブル投資を促進する目的で、2020年7月12日に発効した。タクソノミー規則では基本原則のみが示され、具体的なタクソノミー適合事業や対象業種のリストは別途、技術スクリーニング基準により策定される。2021年6月に採択された第一弾のEUタクソノミー基準は2022年1月より施行となり、対象となる9セクターへの適用が開始された。

2. 直近の動向

第一弾で判断が先送りされていた天然ガスと原子力をタクソノミー適合とすることについては、異なるエネルギーミックスを抱える加盟国間で意見が大きく割れたが、欧州委員会は、天然ガスと原子力による発電に対し厳格な条件を課した上で、「気候変動の緩和」に実質的に貢献するとしてタクソノミー適合とする方針を発表。2022年7月に官報掲載¹⁸⁾、2023年1月1日から適用開始された。

さらに2023年6月、欧州委員会は、新たなサステナブル・ファイナンス政策パッケージを発表¹⁹⁾。その中には、タクソノミーが規定する6つの目標のうち、第一弾で制定されなかった残り4つの環境関連目標を規定する委任法案等も含まれた。サーキュラーエコノミーや生物多様性も含まれ、これによってEUタクソノミーのカバー範囲が一気に拡大することになる。

V サーキュラーエコノミー政策とエコデザイン規則

1. 背景

近年、より循環的な社会・経済への転換を目指す動きが世界中で見られる。産業革命以降、産業国は資源やエネルギーを採取・採掘して製品を大量生産し、使用後廃棄するという一方通行のリニアエコノミー（線形経済）を前提に経済成長を遂げてきた。これに対し、サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、廃棄が前提とされていた使用済製品を新たな資源として再活用することで廃棄物をできるだけ出さないという考え方。

EUでは、早くからその概念が意識されている。モノの循環には、製品の設計・製造段階（動脈）でのエコデザイン（より解体・リサイクルしやすい製品設計）の義務化が必要という思想のもと、2005年にはEuP指令、2009年にはErP指令²⁰⁾が公布された。2015年にはサーキュラーエコノミー行動計画（Circular Economy Action Plan）²¹⁾がEU域内共通の枠組みとして制定され、優先分野における循環システム構築を掲げた。欧州グリーンディールにおいても、経済成長と資源消費による環境劣化を切り離すデカップリングが必要とされ、2020年の新・サーキュラーエコノミー行動計画²²⁾へと発展した。

2. 直近の動向

2022年3月、欧州委員会はErP指令を強化拡大する新たなエコデザイン規則（ESPR：Ecodesign Requirements for Sustainable Products）案²³⁾を発表した。循環性向上のた

めには、製造者だけでなく、消費者が循環性の高い製品を選択し、長く使い続けるという社会全体の行動変容が不可欠として、現行の指令を規則として代替わりさせる。ESPR 案は、2023年5月にEU理事会において合意に至った²⁴⁾。

ESPR 案は、幅広い製品が適用対象となる予定²⁵⁾。また、製品のリユース、修理、リサイクル容易性、耐久性、資源効率、再生材使用など数多くの要件を設定するための枠組みを規定している。さらに、製品ライフサイクルにおける環境影響（カーボンフットプリント等）やトレーサビリティを備えるためのデジタル製品パスポート（DPP）の導入などが含まれ、影響は広範な業種・サプライチェーンに及ぶ。

エコデザイン規則に並び、ビジネスの観点から影響が大きいと思われる新たな規制が、「修理する権利」と「グリーン・クレーム」である。消費者の行動変容に焦点をあてたこの二つの規制案は、2023年3月に欧州委員会から提案され、審議中である（執筆時現在）。

まず、消費者の「修理する権利」を定めた指令（製品の修理を促進するための共通ルールに関する指令）改正案²⁶⁾は、短寿命の電化製品等が大量廃棄されている状況を改め、消費者が製品を修理しながらより長く使用できるようにする目的。そのため、製品の修理しやすさや耐久性等に関する情報提供に加え、修理部品の提供を製造者側に義務付ける。

グリーン・クレーム指令案²⁷⁾では、環境に関する表示の信頼性、比較可能性、検証可能性を高めることでグリーンウォッシュを防止し、消費者のグリーン購買決定を促す目的。環境にやさしいといった環境訴求を表示する場合は誇張や虚偽がないよう、科学的根拠のある立証、第三者機関による検証とその証明をQRコード

等を使って消費者に開示しなければならない。さらに、気候変動や循環性、生物多様性などへの影響評価等も含まれる。いずれの指令案も、施行されれば、対応する企業の実務負担は大きいと思われる。

VI ウクライナ危機と「REPowerEU計画」

最後に、ウクライナ危機に対するEUの対応について簡単に触れておく。

1. 背景

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略とそれに続く制裁・報復措置の結果、政治（対立関係）と経済（相互依存関係）の分離を前提としたロシア依存のリスクが改めて顕在化し、天然ガスをはじめとするエネルギー調達の混乱が欧州の経済・社会活動を直撃した。

欧州では、重要な一次エネルギーをEU域外に依存²⁸⁾しながらも、全域に張り巡らされた地下貯蔵設備・ガスパイプラインネットワーク等によってエネルギー安全保障の向上が図られてきたが、元々LNGのスポット取引が多いことに加え、天然ガスについて長期のターム契約を将来的に制限する方針を欧州委員会が出していたこともあり、ガス価のボラティリティを一層押し上げるかたちとなった。

エネルギー危機に対応するため、2022年3月8日、欧州委員会は急きょ「REPowerEU計画」の青写真となる政策文書²⁹⁾を取りまとめた。エネルギー価格安定化に向けた緊急行動、再エネ移行の加速、ガス貯蔵施設の整備と備蓄義務化、天然ガス調達源の多様化によるロシア依存からの脱却、EU財政規律の一時停止を含

む緊急財政措置等の対策が盛り込まれた。さらに、EU加盟国首脳はフランスのベルサイユ宮殿に集まり、「ベルサイユ宣言」を採択。この首脳合意を受けて、2022年5月、欧州委員会 は具体的な「REPowerEU計画」³⁰⁾と、関連法令・戦略を一括提案するなど猛スピードで対策を打ち出した。

ガス調達構造転換やインフラ整備は一朝一夕には実施できない。そのため、「REPowerEU計画」では、短期的な危機対応策と、研究開発や投資促進を含めた中期的（～2027年頃）施策という2段階の組立てとした。また、エネルギー価格高騰の影響を受ける脆弱な市民層への支援やインフラ整備のための財源確保、および、ガス関連設備の認可手続き簡素化等を含む規制緩和策も提案された。

2. 直近の動向

「REPowerEU計画」は、脱化石燃料と再エネ移行の取組みを緩めるものではなく、むしろ加速する方向にコミットメントを強めている。ガス調達難により緊急避難的に石炭火力依存が高まったが、長期的には化石燃料から脱却し、脱ロシア依存を目指す。欧州委員会によれば、2021年8月にパイプライン経由のガス輸入全体の41%を占めたロシア産ガスの割合が、2022年9月以降は8%に減少したという³¹⁾。

ガス備蓄増強策については、2022年6月に規則（改正）案³²⁾が欧州議会・理事会に採択された。欧州委員会が3月に提案してから約3か月という短期間で成立したこの規則は、EU加盟国に対して地下ガス貯蔵施設の備蓄目標を設けた（キャパシティの少なくとも90%、ただし2022年は80%）。また、各施設のオペレーターや各加盟国に備蓄率の監視・報告を義

務付け、実効性を高めようとしている。

再エネ移行については、新たな再エネ指令案³³⁾により、EU全体の最終エネルギー消費ベース（電源ベースとは異なる）のエネルギーミックスに占める再エネ比率目標を引き上げた（2030年の再エネ比率目標42.5%（努力目標45%）と設定）。太陽光発電の倍増、再生可能な水素の大規模展開などの追加政策も提案されている。

2021年時点のEU全体の再エネ比率が21.8%³⁴⁾であったことを鑑みると、2030年までに約2倍という目標が実現するかは定かではない。欧州委員会のTimmermans上級副委員長（当時）³⁵⁾は、REPowerEUの施策がすべて実現すれば、2027年に向けてロシア産ガスへの依存はゼロになるという³⁶⁾。

Ⅶ 日本への示唆

1. CBAM

移行期間中に求められる製品ごとの炭素含有量算出や統一的な排出量算出手法策定等への対応は、高度にグローバル化・複雑化したサプライチェーンを展開する日本企業にとって、実務面の課題が尽きない。2023年10月からの報告期間開始を前に、EU加盟国宛て輸出（第三国経由を含む）実績のある事業者には、報告に関する予告通知が順次送付されている模様である。カーボンフットプリントの計測や見える化に取り組む企業が増えているとはいえ、CBAMが求める粒度の情報把握は容易ではなく、差し迫った報告義務に備えるための業界横断の取組みや国レベルのサポートが必要ではないかと思われる。

欧州委員会は、移行期間中に収集した膨大な

データを入念に分析した上で、制度設計の精緻化を図り、将来的な適用範囲拡大も含めた検討を行うとしている。EUは、カーボン・プライシングを導入していない国がETSを早期に制度化し、脱炭素の志をもった国々がCBAMに倣うことをも期待している³⁷⁾。EUが検討している仕組みでは、EU-ETS並みのカーボン・プライシング制度であると認められれば、原産地で支払い済の負担額は控除される。日本でも経済産業省の検討会においてGX-ETSが検討されているところであるが、企業の自主性に重きを置いている。

2. サステナブル・ファイナンスと情報開示

日本でもサステナビリティやESGに関する情報開示が進んでいる。上場企業等では、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券届出書において「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」と「コーポレートガバナンスに関する開示」が必須記載事項となったが³⁸⁾、EUのCSRDが求める情報の詳細さとは比べものにならない。

日本には日本の実情にあった開示があつて良いと思う。しかし、世界のグリーン投資マネーを巡る競争を考えれば、CSRDの厳しい開示要求に対応した欧州企業と横並びで比較されたとき、投資家や金融機関がCSRD準拠の比較可能で信頼性の高い情報開示企業を投資先として選好する可能性が懸念される。

金融機関自身もEUのSFDR (Sustainable Finance Disclosure Regulation)³⁹⁾に基づき投融资先企業のサステナビリティ情報を開示する義務を負う。グローバル金融システムのグリーン化が進展する中、投資資金誘導効果と世界の開示ルール形成における主導権獲得がEUのサ

ステナブル・ファイナンス戦略の狙いのひとつである⁴⁰⁾ことを考えると、グローバル資金調達を行う日本企業にとっては自社の開示対応力強化が喫緊の課題であろう。

3. サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミーの分野においても、EUは、EUルールの国際展開を狙う。現在、国際標準化機構ISOの第323専門委員会 (ISO/TC323)⁴¹⁾でサーキュラーエコノミーに関する国際規格が検討され、より「小さなループ」の中で資源を循環させることが目指されている。すなわち、廃棄物を素材やエネルギーに戻して再利用するよりも、リユースやリファビッシュを優先する発想だ。例えば廃棄物焼却処理で生まれるエネルギーのサーマルリサイクルは、日本ではリサイクルの一種として扱われるが、EUの規定では別の分類である。

日本は、世界に先駆けて循環型社会形成推進基本法 (循環基本法) を制定し個別リサイクル法等により最高水準の3Rを達成しているリサイクル先進国である。しかし、欧州起点でのルール形成はこれまでにないスピードで、かつ全方位的に進められており、企業にとっては、思わぬところでルールに合わないとして市場から締め出されるリスクが高まっている。

4. REPowerEU計画

ロシア依存脱却のための再エネ移行を加速するEUでは、再エネ発電設備や蓄電池に不可欠な重要鉱物資源 (CRM: Critical Raw Materials) の需要急増が見込まれ、中国やアフリカ諸国、アジアの一部に偏在するCRMの調達リスクが強く意識されている。生産物の中国依存に対する警戒心も急速に高まっている。

地政学リスクへの備えとして EU は「open strategic autonomy（開かれた戦略的自律）」を推し進め、資源国とのパートナーシップや調達先の多様化、備蓄等を進めている。さらに、都市鉱山として域内の地上に存在する CRM を循環させることで調達リスクを緩和する観点からサーキュラーエコノミーを重要視し、バッテリー規則導入や CRM 法案審議も加速している。

日本としても EU と危機意識を共有するところであり、7月13日に行われた日 EU 首脳協議後の共同声明では経済安全保障の推進における協力強化が謳われた。また、欧州委員会と JOGMEC との間で重要鉱物の安定供給に向けた協力強化を目指す覚書が締結されるなど、日 EU グリーン・アライアンスを基盤として日 EU のパートナーシップは着実に進んでいる。

おわりに

以上のとおり、欧州グリーンディール関連の法案が次々と成立し、残りの法案についても欧州議会・理事会審議の最終局面にある中、欧州委員会はまた新たな重要政策を打ち出した（「グリーンディール産業計画」、[「ネットゼロ産業法（NZIA）案」等]⁴²⁾。

このように矢継ぎ早に展開される膨大な政策文書を読み解くのは骨が折れるが、良い面として、EU は政策の予見可能性が高い。いくつか紹介したとおり EU 政策には明確な背景と理念があり、また、二次法令等は通常、規制として施行される2年程度前から草案が公開されている。とはいえ、多忙なビジネスパーソンにとっては、EU 政策の動向をフォローすることは容易ではないと思う。本稿は、欧州グリーン

ディールのごく一部に触れたにとどまり甚だ不十分ではあるが、少しでも参考になれば幸いである。

* 本稿は筆者個人の見解であり、所属する組織の見解を反映するものではない。

【注】

- 1) Political guidelines for the next European Commission 2019-2024 (2019年7月16日)
- 2) COM (2019) 640 final, Communication, The European Green Deal
- 3) 6 Commission priorities for 2019-24 (https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024_en#documents)
- 4) Regulation (EU) 2021/1119, 30 June 2021, 'European Climate Law'
- 5) COM (2021) 550 final, 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality
- 6) 環境規制の緩い EU 域外の貿易相手国で生産された製品が EU 内に流入したり、EU 企業が域内の製造拠点を域外の規制が緩い国に移転する動きにつながり、資本と雇用の域外流出が引き起こされるなどの現象。
- 7) 「規則」は、EU 二次法令の一種類で、加盟国における国内立法手続きを必要とせず、国内法に優先して加盟国の政府や企業、個人に対して直接的な拘束力を持つ。
- 8) Regulation (EU) 2023/956, 10 May 2023, a carbon border adjustment mechanism
- 9) C (2023) 5512 final, Commission Implementing Regulation (EU) 2023/1708 of 17.8.2023, laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period (執筆時点では正式公布前)
- 10) 対象製品の CN コード一覧が実施細則の付属文書に掲載されている。
- 11) Directive 2014/95/EU, 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups
- 12) COM (2021) 189 final, Proposal for a Directive amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting
- 13) Directive (EU) 2022/2464, 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting
- 14) 委任法令 (Delegated Act) は、規則などの EU 二次法令とは異なり、欧州議会・理事会の採択を要せずに成立する。欧州委員会が採択後、欧州議会・理事会が異議申し立て期間である4ヶ月以内（6ヶ月まで延長可能）に異議申し立てしなければ発効する。
- 15) C (2023) 5303 final, Commission Delegated Regulation

- (EU) 31.7.2023, supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards
- 16) ドラフト段階では13だった基準書が最終案では12となった。
 - 17) Regulation (EU) 2020/852, 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088
 - 18) Commission Delegated Regulation (EU) 2022/1214 of 9 March 2022 amending Delegated Regulation (EU) 2021/2139 as regards economic activities in certain energy sectors and Delegated Regulation (EU) 2021/2178 as regards specific public disclosures for those economic activities
 - 19) 2023年6月13日付け欧州委員会プレスリリース
 - 20) Directive 2009/125/EC, 21 October 2009, establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products
 - 21) COM (2015) 614 final, Communication, Closing the loop – An EU action plan for the Circular Economy
 - 22) COM (2020) 98 final, Communication, A new Circular Economy Action Plan For a cleaner and more competitive Europe
 - 23) COM (2022) 142 final, Proposal for a REGULATION establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC
 - 24) 2023年5月22日付けEU理事会プレスリリース
 - 25) ESPRは、食品、飼料、医薬品等を除き、ほぼすべての物理的製品（部品・中間財を含む）が対象となりうる。法案には対象製品が明記されず、ESPR施行後に欧州委が別途、委任法令として策定する。現在、欧州委員会の研究機関 Joint Research Centre が優先製品群選定の検討を行っている。Ecodesign for Sustainable Products Regulation - preliminary study on new product priorities, Technical Report (draft) 2023参照。
 - 26) COM (2023) 155 final, Proposal for a DIRECTIVE on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394, Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828
 - 27) COM (2023) 166 final, Proposal for a DIRECTIVE on substantiation and communication of explicit environmental claims (Green Claims Directive)
 - 28) EU域内消費に占める輸入の割合は、天然ガスが90%、石油が97%、石炭が70%。いずれの燃料についてもロシアが最大の供給元。特に天然ガスはロシアからの輸入が4割を超え、2021年は約45%（欧州委員会発表）。
 - 29) COM (2022) 108 final, Communication, REPowerEU: Joint European Action for more affordable, secure and sustainable energy
 - 30) COM (2022) 230 final, Communication, REPowerEU Plan
 - 31) 欧州委員会「REPowerEU」ウェブサイト
 - 32) Regulation (EU) 2022/1032, 29 June 2022 amending Regulations (EU) 2017/1938 and (EC) No 715/2009 with regard to gas storage
 - 33) COM (2021) 557 final, Proposal for a DIRECTIVE amending Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council, Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council and Directive 98/70/EC of the European Parliament and of the Council as regards the promotion of energy from renewable sources, and repealing Council Directive (EU) 2015/652
 - 34) 2023年1月19日付け eurostat 発表
 - 35) 同氏はオランダの首相選挙出馬のため辞任。2023年8月22日付け欧州委員会プレスリリース。
 - 36) 「working towards 2027 reduce our dependency to zero, if all works well.」2022年5月18日のREPowerEU発表プレス会議スピーチ
 - 37) 「CBAM designed to be replicated by international partners.」2021年7月14日付け欧州委員会の Technical Briefing
 - 38) 2022年11月7日付け「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案
 - 39) Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector
 - 40) 新開裕子「サステナビリティ情報の開示・報告に関するEU規制動向」欧州グリーンディール EU Policy Insights Vol. 19, 2022年10月号（一財）日欧産業協力センター
 - 41) ISO/TC323は2018年9月に設置され、日本を含む76か国が投票権をもつPメンバーとして参加（フランスが議長・幹事国）。
 - 42) 紙幅の都合でこれら政策の説明は割愛するが、日欧産業協力センターではEUの最新動向を日本語で解説した「EU Policy Insights」を発刊しているので、関心のある方はウェブサイトを閲覧願いたい。（<https://ja.eu-japan.eu/ja/eu-policy-insights>）